

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2015年4月 1日  
(第10期) 至 2016年3月31日

**ライフネット生命保険株式会社**

東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

(E26327)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	9
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	11
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
2. 自己株式の取得等の状況	32
3. 配当政策	32
4. 株価の推移	32
5. 役員の状況	33
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	37
第5 経理の状況	44
1. 財務諸表等	45
(1) 財務諸表	45
(2) 主な資産及び負債の内容	65
(3) その他	66
第6 提出会社の株式事務の概要	67
第7 提出会社の参考情報	68
1. 提出会社の親会社等の情報	68
2. その他の参考情報	68
第二部 提出会社の保証会社等の情報	69
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月15日
【事業年度】	第10期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 岩瀬 大輔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 森 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 森 亮介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



















































## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2016年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2016年6月15日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	50,175,000	50,175,000	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
計	50,175,000	50,175,000	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2007年5月7日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数（個）	970（注）1、2、7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	970,000（注）1、2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	220（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年5月22日 至 2017年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 220 資本組入額 110（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の払込期日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数の処理については、会社法第283条本文の規定に従うものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。
- (1) 1新株予約権の一部行使はできない。
- (2) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第2回新株予約権（2007年11月8日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数（個）	654（注）1、2、7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	654,000（注）1、2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年12月27日 至 2017年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 権利者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数（個）	296（注）1、2、7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	296,000（注）1、2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年1月25日 至 2019年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。
2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。
- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
  - (2) 1新株予約権の一部行使はできない。
  - (3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

区分	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数（個）	126,000（注）1、2、6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	126,000（注）1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）4	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年1月27日 至 2022年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株です。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年1月24日 (注) 1	33,683,283	33,717,000	—	6,600	—	6,600
2012年3月14日 (注) 2	8,340,000	42,057,000	3,878	10,478	3,878	10,478
2012年4月1日～ 2013年3月31日 (注) 3	28,000	42,085,000	6	10,484	6	10,484
2013年4月1日～ 2014年3月31日 (注) 3	90,000	42,175,000	15	10,500	15	10,500
2015年5月22日 (注) 4	8,000,000	50,175,000	1,520	12,020	1,520	12,020

(注) 1. 株式分割 (1株 : 1,000株) によるものです。

## 2. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 930円

資本組入額 465円

払込金総額 7,756百万円

## 3. 新株予約権の行使による増加です。

## 4. 有償第三者割当

発行価額 380円

資本組入額 190円

払込金総額 3,040百万円

割当先 KDDI株式会社

## (6) 【所有者別状況】

2016年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	10	20	57	36	7	8,406	8,536	—
所有株式数 (単元)	—	42,056	26,291	198,268	93,046	35	141,997	501,693	5,700
所有株式数の 割合 (%)	—	8.38	5.24	39.52	18.54	0.01	28.31	100.00	—

## (7) 【大株主の状況】

2016年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2	8,000,000	15.94
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	5,683,900	11.32
あすかDBJ投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1-3-3	5,683,800	11.32
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-1-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,800,000	9.56
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町8-8	3,250,000	6.47
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-13-14	1,900,200	3.78
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	1,625,000	3.23
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,441,000	2.87
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座8-4-17	1,250,000	2.49
株式会社朝日ネット	東京都中央区銀座4-12-15	1,102,900	2.19
計		34,736,800	69.23

(注) 1. 当社が業務提携契約を締結しているSwiss Reinsurance Company Ltdから、2013年5月2日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、2013年4月25日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(7)大株主の状況」には名称を記載しておりません。

2. 2015年7月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2015年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー
保有株式等の数	株式 2,673,900株
株式等保有割合	5.33%

3. 前事業年度末において主要株主でなかったKDDI株式会社は、当事業年度末現在では主要株主になっております。



## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2016年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 50,169,300	501,693	—
単元未満株式	普通株式 5,700	—	—
発行済株式総数	50,175,000	—	—
総株主の議決権	—	501,693	—

## ② 【自己株式等】

2016年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は以下のとおりです。

## ① 第2回新株予約権 (2007年11月8日臨時株主総会)

決議年月日	2007年11月8日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役4名、当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名、その他1名となっております。

② 第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

決議年月日	2009年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、当社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員24名となっております。

③ 第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

決議年月日	2012年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員17名、その他1名となっております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

株式の種類等 該当事項はありません。

- (1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。
- (2) 取締役会決議による取得の状況  
該当事項はありません。
- (3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容  
該当事項はありません。
- (4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。また、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上しているため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができません。これにより、当事業年度は、中間配当及び期末配当とも実施しませんでした。なお、保険業法第113条に規定する繰延資産は、生命保険業免許取得後10事業年度（2018年3月期まで）の間に償却する予定です。将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。なお、当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。また、当社は、「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

内部留保につきましては、認知度向上、新商品開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

## 4【株価の推移】

- (1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
最高（円）	1,326	1,262	1,117	488	539
最低（円）	910	718	403	291	355

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

- (2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2015年10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月
最高（円）	397	464	460	454	440	495
最低（円）	371	386	420	388	357	404

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

## 5【役員の状況】

(1) 2016年6月15日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。総数13名のうち、男性11名、女性2名（役員のうち女性の比率15%）となります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼CEO 執行役員	出口 治明	1948年4月18日生	1972年4月 日本生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社 国際業務部長 1998年4月 同社 公務部長 2003年4月 大星ビル管理株式会社 PFI担当 2005年6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長 2011年7月 当社 代表取締役社長執行役員 2013年6月 当社 代表取締役会長兼CEO執行役員（現任）	(注) 2	22,200
代表取締役 社長兼COO 執行役員	岩瀬 大輔	1976年3月17日生	1998年4月 ボストン コンサルティング グループ 入社 2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン 入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年2月 当社 代表取締役副社長 2011年7月 当社 代表取締役副社長執行役員 2013年6月 当社 代表取締役社長兼COO執行役員（現任） 株式会社ベネッセホールディングス 取締役（現任） 2013年9月 教保ライフプラネット生命保険株式会社（韓国） 取締役（現任）	(注) 2	15,000
取締役副社長 執行役員	西田 政之	1963年6月4日生	1987年4月 三洋証券株式会社 入社 2000年7月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社 （現 ラッセル・インベストメント株式会社） ディレクター事業開発部門、ストラテジック・アライアンス部門、マーケティング・コミュニケーション部門担当 2004年9月 マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社（現 マーサージャパン株式会社） ディレクター クライアント・サービス部門担当 2006年6月 同社 取締役クライアントサービス代表 2013年2月 同社 取締役COO 2015年6月 当社 取締役副社長執行役員 2016年1月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長（現任）	(注) 2	12,000
常務取締役 執行役員	中田 華寿子	1965年1月15日生	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 入社 1997年1月 スターボックス コーヒー ジャパン 株式会社 マーケティング・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長執行役員 2005年2月 株式会社GABA マーケティング部ディレクター 2006年1月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年4月 当社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役 2011年7月 当社 常務取締役執行役員 2016年1月 当社 常務取締役執行役員 チーフ・コミュニケーション・オフィサー（現任）	(注) 2	7,200
常務取締役 執行役員	樋口 俊一郎	1953年11月2日生	1977年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1997年7月 同省主計局主計官 1998年6月 金融監督庁監督部保険監督課長 2005年7月 国民生活金融公庫（現 日本政策金融公庫）理事 2007年7月 財務省近畿財務局長 2008年7月 同省財務総合政策研究所長 2011年4月 中央大学大学院公共政策研究科 客員教授（現任） 2011年11月 当社 顧問 2012年6月 当社 常務取締役執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 担当：監査部	(注) 2 (注) 3	7,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	藤原 作弥	1937年1月14日生	1962年4月 株式会社時事通信社 入社 1994年6月 同社 解説委員長 1997年4月 同社 解説委員会顧問 1998年3月 日本銀行 副総裁 2003年6月 株式会社日立総合計画研究所 代表取締役社長 東北電力株式会社 監査役 (現任) 2011年6月 株式会社毎日新聞グループホールディングス 監査役 (現任) 2012年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役	石倉 洋子 (栗田 洋子)	1949年3月19日生	1985年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 日本 支社 マネージャー 1992年4月 青山学院大学国際政治経済学部 教授 2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 2004年4月 日本郵政公社 社外理事 (非常勤) 2005年10月 日本学術会議 副会長 2010年6月 日清食品ホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2011年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授 2012年4月 一橋大学 名誉教授 (現任) 2012年6月 当社 取締役 (現任) 2014年6月 双日株式会社 取締役 (現任) 2015年6月 株式会社資生堂 取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役	内田 和成	1951年10月31日生	1974年4月 日本航空株式会社 入社 1999年11月 ポストン コンサルティング グループ シニア・ヴァイス・プレジデント 2000年6月 同社 日本代表 2005年1月 同社 シニア・ヴァイス・プレジデント 2006年4月 早稲田大学大学院商学研究科 教授 2012年6月 当社 取締役 (現任) 三井倉庫株式会社(現 三井倉庫ホールディングス株 式会社) 取締役 (現任) 2013年12月 ERIホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2015年2月 キュービー株式会社 取締役 (現任) 2016年3月 ライオン株式会社 取締役 (現任) 2016年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 (現任)	(注) 2	—
取締役	勝木 朋彦	1967年2月22日生	1989年3月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社 2007年4月 同社 コンシューマ事業企画本部金融ビジネス部 副部長 2008年6月 株式会社じぶん銀行 取締役 2013年10月 KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部 オープンプラットフォームビジネス部長 2014年4月 同社 新規ビジネス推進本部ビジネス統括部長 2014年12月 株式会社Gunosy 取締役 (現任) 2015年4月 KDDI株式会社 バリュー事業本部 金融・コマース推進本部長 (現任) 2015年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 2	—
常勤監査役	伊佐 誠次郎	1945年6月28日生	1969年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1990年4月 朝日生命インベストメントヨーロッパ 社長 2001年4月 朝日生命保険相互会社 常務取締役 2002年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2008年7月 当社 常勤顧問 2009年1月 あすかアセットマネジメント株式会社 監査役 (現任) 2009年6月 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 2	—
監査役	伏見 泰治	1950年8月4日生	1974年4月 大蔵省 (現 財務省) 入省 1998年6月 同省主税局総務課長 2002年1月 常石造船株式会社 監査役 2004年1月 同社 代表取締役会長 2006年10月 当社 監査役 (現任) 2007年1月 ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長 2012年1月 同社 代表取締役会長兼社長 2016年1月 同社 特別顧問 (現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー (現任) 2006年11月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 監査役 (現任) 2007年5月 当社 監査役 (現任) 2011年3月 株式会社ブリヂストン 監査役 2016年3月 株式会社ブリヂストン 取締役 (現任) 2016年5月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役 (現任)	(注) 2	—
監査役	河相 董	1941年5月7日生	1964年4月 ソニー株式会社 入社 2003年6月 同社 業務執行役員上席常務 2004年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 (現 マネックスグループ株式会社) 常勤監査役 2007年5月 当社 監査役 (現任) 2009年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 2011年2月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株 式会社 取締役会長	(注) 2	—

- (注) 1. 取締役 藤原作弥、石倉洋子、内田和成及び勝木朋彦は、社外取締役です。また、監査役 伏見泰治、増田健一及び河相董は、社外監査役です。
2. 各取締役の任期は、2016年6月26日開催予定の第10回定時株主総会終結の時までとなります。また、各監査役の任期は2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 常務取締役 樋口俊一郎は、2016年6月15日(有価証券報告書提出日)に取締役を辞任する予定です。
4. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりです。

氏名	役職及び担当
木庭 康宏	執行役員 コーポレート本部長、法務部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
成相 衆治	執行役員 システム戦略本部長 担当：プロジェクト推進室
森 亮介	執行役員 経営戦略本部長
山崎 隆博	執行役員 お客さまサービス本部長、保険金部長

- (2) 2016年6月26日に開催予定の第10回定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役9名選任の件」を提案しております。議案が承認可決された場合、現任の取締役5名の再任及び新任取締役4名の選任となり、当社の取締役の状況は、以下のとおりとなります。なお、役職名は、第10回定時株主総会后に開催予定の取締役会の決議事項の内容を含めて記載しております。役員は、監査役を加えた総数13名のうち、男性11名、女性2名(女性比率15%)となる予定です。

役職名	氏名
代表取締役会長	出口 治明
代表取締役社長	岩瀬 大輔
取締役副社長執行役員	西田 政之
常務取締役執行役員	中田 華寿子
常務取締役執行役員	八田 斎
取締役	篠塚 英子
取締役	高谷 正伸
取締役	水越 豊
取締役	勝木 朋彦

- (注) 1. 取締役 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦は社外取締役です。  
 2. 各取締役の任期は、2016年6月26日開催予定の第10回定時株主総会終結の時から、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。  
 3. 新任取締役である八田斎、篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の略歴等は以下のとおりです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務取締役 執行役員	八田 斎	1955年3月21日生	1980年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1995年5月 日本貿易振興会チューリヒ事務所長 2005年8月 金融庁総務企画局企画課長 2007年7月 同庁監督局総務課長 2008年7月 財務省福岡財務支局長 2010年8月 厚生労働省政策評価審議官 2013年7月 財務省横浜税関長 2014年10月 一般社団法人金融先物取引業協会事務局長 2016年5月 当社 顧問（現任）	—
取締役	篠塚 英子	1942年5月1日生	1965年4月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター 入社 1993年4月 お茶の水女子大学 生活科学部教授 1998年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2001年4月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター 客員研究員（現任） 2005年7月 住友生命保険相互会社 社外監査役 2008年3月 国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授（現任） 2010年4月 人事院人事官 2013年5月 人事院顧問（現任） 2015年6月 日本証券金融株式会社 社外取締役（現任） 株式会社小松製作所 社外監査役（現任） 2016年4月 国立大学法人島根大学 非常勤監事（現任）	—
取締役	高谷 正伸	1951年5月2日生	1976年4月 農林中央金庫入庫 2001年7月 同社 債券投資部長 2003年7月 同社 企画管理部長 2004年6月 同社 常務理事 2007年6月 同社 専務理事 2010年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長	—
取締役	水越 豊	1956年8月29日生	1980年4月 新日本製鐵株式会社 入社 2004年5月 ポストン コンサルティング グループ シニア・ヴァイス・プレジデント 2005年1月 同社 日本代表 2016年1月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター（現任）	—

4. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりとなる予定です。

氏名	役職及び担当
木庭 康宏	執行役員 コーポレート本部長、法務部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
成相 衆治	執行役員 システム戦略本部長 担当：プロジェクト推進室
森 亮介	執行役員 経営戦略本部長
山崎 隆博	執行役員 お客さまサービス本部長、保険金部長

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①マニフェストを基軸とした企業統治

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで安く便利な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの徹底を経営の柱と位置付けており、これに基づき、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。また、この考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制システムに関する基本方針として定めております。

#### ②企業統治の体制等

当社では、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）の選定、社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーの設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

なお、2016年6月26日に開催予定の第10回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役9名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決された場合、当社の取締役数は9名（うち社外取締役は4名）となります。

#### (a) 取締役会

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役数は9名です（2016年6月15日現在）。経営監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を4名選任しております。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

#### (b) 監査役会

監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、監査役数は4名（うち社外監査役は3名）です（2016年6月15日現在）。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しております。

#### (c) 社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役4名、社外監査役3名を選任しております（2016年6月15日現在）。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役は、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外監査役は、会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

また、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の定めは特段ありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待されることを基本的な考え方として、選任しております。なお、取締役勝木朋彦氏は、当社の主要株主である筆頭株主及び当社のその他の関係会社であるKDDI株式会社のバリュー事業本部金融・コマース推進本部長を兼職しております。当社は、当事業年度において同社との間に、通信料金等の取引があります。

監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

#### (d) 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員の数は9名（うち、取締役との兼務5名）です（2016年6月15日現在）。



(e) アドバイザリーボード

当社では、経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保し、経営の意思決定に資するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しております。原則6ヶ月に1回開催し、その内容を取締役に報告しております。

(f) 各種委員会

当社では、社内外の叡智を結集し、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の7つの委員会を設置しております。これらは主として業務執行部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理を統制しております。

(g) 内部監査部門

当社は、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置し、2名を配置しております。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を取締役に報告しております。

内部監査部門である監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況の報告を受け、意見交換を行うとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の実施状況、内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

さらに、監査役監査基準に基づく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

③内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・プログラム等）を定め、運用しております。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

また、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針の中で以下を整備することを定めております。

1. 法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
2. コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。
3. チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることできる。
4. コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
5. 法令又は社内規程の違反が生じた場合の報告体制を整備する。
6. 被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

#### ④コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令・定款等を遵守し、誠実に行動し、倫理を大切にすることが、公共性の高い生命保険事業を営む上での大前提であることをマニフェストにおいて定め、それを徹底するため、マーケティング、顧客サービス、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進しております。

コンプライアンスに関する当社の企業行動の基本方針は以下のとおりです。本基本方針に加えて、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをそれぞれ策定した上で、社内研修等の徹底により、法令遵守の周知徹底を図っております。

1. 法令等の遵守	お客さまと社会からの信頼を確保するために、全役員・職員がまず法令その他の社会的諸ルールを遵守することを基本にすえて、経営目標を追求します。
2. 保険募集の適正とお客さまへの保険サービスの徹底	当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。
3. 適切な資産運用	お客さまの期待にお応えできるよう安全性・健全性を優先した、資産運用を行います。
4. ディスクロージャーの推進	経営内容の透明性を高める観点から、定期的に積極的な情報開示を行います。
5. 人権の尊重	お客さまをはじめ、当社の役員・職員一人一人の人権を尊重します。
6. 反社会的勢力への厳格な対応	社会秩序を乱す反社会的な勢力に対しては、毅然たる態度で立ち向かいます。
7. 違反行為の防止努力	法令等の遵守には、万全の態勢で取り組みますが、万が一、違反行為が発見された場合には、原因究明を徹底すると同時に再発防止に全力をつくします。

また、当社では、コンプライアンス体制の整備や推進状況等を協議・フォローする組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

#### ⑤リスク管理体制の整備状況

当社では生命保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点からリスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために内部規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより各リスクの評価・改善体制を整備しております。

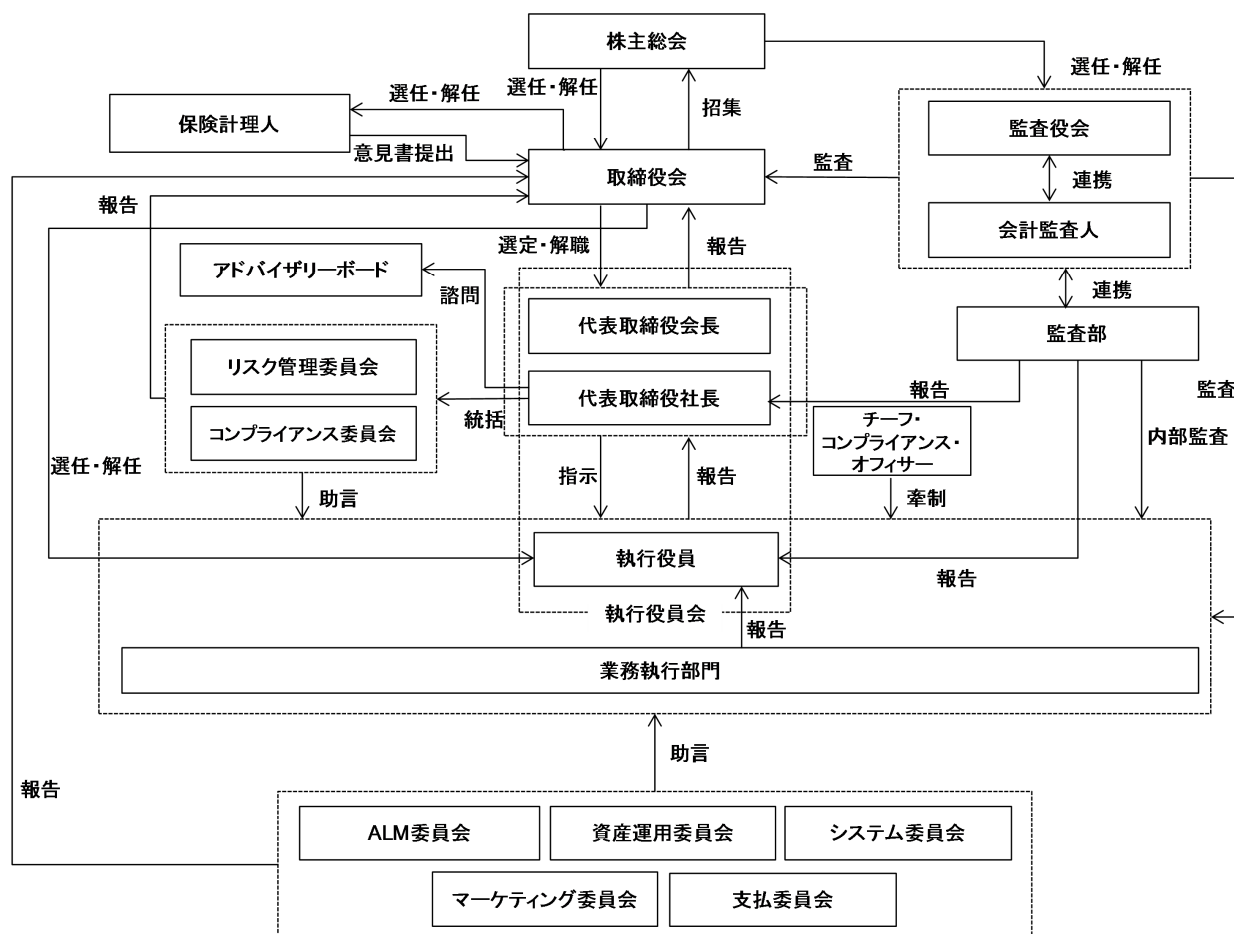
具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社が管理すべきリスクを、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクと規定しております。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしております。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaRリミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしております。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識した上で、リスク管理の高度化に向けた不断の努力を行い、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしております。

また、当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。

さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に社外の有識者を含む「ALM<sup>\*1</sup>委員会」を設けております。ALM委員会には、関係役職員の他、金融・経済の専門家で、リスク管理に深い見識を持つ川北英隆氏（京都大学名誉教授・経営管理研究部客員教授）、松山直樹氏（明治大学総合数理学部現象数理学科教授）の2氏が参画しております。

\*1. Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）

[コーポレートガバナンスの体制] (2016年6月15日現在)



⑥情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間にわたり保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社ではシステムリスク管理のための内部規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係役職員に外部の有識者を加えた「システム委員会」を設けております。

また、当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る基本的な方針を定め、役員・社員全員が、個人情報の保護に関する法律・ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

さらに、より一層の情報管理の徹底と継続的な改善を図るため、その根幹となるシステム部門において、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際標準規格である「JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC27001:2013)」の認証を取得しております。

### ⑦役員報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	104	104	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	19	19	—	—	—	1
社外役員	24	24	—	—	—	6

### ⑧役員報酬の内容及び決定方針

当社取締役 (社外取締役を含む) の役員報酬は、定額報酬のみで構成されております。これら報酬の水準は、業績等に応じて設定することとしております。

当社監査役 (社外監査役を含む) の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。

### ⑨公認会計士の氏名等

会社法監査及び金融商品取引法監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

#### (a) 当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 平栗 郁朗

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 森本 洋平

いずれの指定有限責任社員・業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

#### (b) 会計監査業務に係る補助者

公認会計士4名、その他7名

### ⑩株主総会の決議要件

当社の定款において定める事項は、以下のとおりです。

#### (a) 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

##### ○取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役 (取締役であった者を含む) 及び監査役 (監査役であった者を含む) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

##### ○自己株式の取得

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ○剰余金の配当

資本政策の機動性を確保することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定める旨及び「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

#### (b) 株主総会の特別決議要件の変更

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

### ⑪取締役の定数

当社は、定款において、取締役を11名以内とすることを定めております。

⑫取締役の選任決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑬責任限定契約

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

⑭株式保有の状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	2銘柄
貸借対照表計上額の合計額	1,015百万円

(b) 上記(a)の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度末

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	175,000	222	生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化
教保ライフプラネット生命保険株式会社(韓国)	1,632,000	886	韓国における収益機会及び海外事業展開に係る知見・ノウハウの獲得

当事業年度末

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	175,000	211	生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化
教保ライフプラネット生命保険株式会社(韓国)	1,632,000	804	韓国における収益機会及び海外事業展開に係る知見・ノウハウの獲得

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
25	—	25	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

(前事業年度)

当社は、監査法人に対する監査報酬額について、2014年7月16日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で同意するとともに、当社定款に基づき、2014年8月6日開催の取締役会において決議しております。

(当事業年度)

当社は、監査法人に対する監査報酬額について、2015年7月16日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で同意するとともに、当社定款に基づき、2015年7月16日開催の取締役会において決議しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	731	734
預貯金	731	734
買入金銭債権	—	1,999
金銭の信託	1,033	1,035
有価証券	17,082	23,067
国債	8,227	10,102
地方債	851	1,521
社債	6,894	10,428
株式	222	211
外国証券	886	804
有形固定資産	※1 114	※1 72
建物	13	11
リース資産	3	2
その他の有形固定資産	96	59
無形固定資産	468	437
ソフトウェア	444	317
ソフトウェア仮勘定	—	103
リース資産	22	15
その他の無形固定資産	1	1
代理店貸	0	0
再保険貸	23	27
その他資産	3,933	2,941
未収金	639	680
前払費用	10	28
未収収益	29	39
預託金	73	73
仮払金	1	0
保険業法第113条繰延資産	3,180	2,120
資産の部合計	23,387	30,317



(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	※2 10,084	※2 13,908
支払備金	277	357
責任準備金	9,806	13,551
代理店借	4	8
再保険借	45	56
その他負債	353	505
未払法人税等	3	73
未払金	7	46
未払費用	273	324
預り金	10	11
リース債務	26	18
資産除去債務	30	30
仮受金	0	1
特別法上の準備金	9	12
価格変動準備金	9	12
繰延税金負債	403	401
負債の部合計	10,899	14,893
<b>純資産の部</b>		
資本金	10,500	12,020
資本剰余金	10,500	12,020
資本準備金	10,500	12,020
利益剰余金	△8,798	△9,227
その他利益剰余金	△8,798	△9,227
繰越利益剰余金	△8,798	△9,227
株主資本合計	12,202	14,813
その他有価証券評価差額金	265	591
評価・換算差額等合計	265	591
新株予約権	19	19
純資産の部合計	12,487	15,423
負債及び純資産の部合計	23,387	30,317

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
経常収益	8,729	9,387
保険料等収入	8,493	9,117
保険料	8,372	9,007
再保険収入	121	110
資産運用収益	124	259
利息及び配当金等収入	117	190
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	117	189
その他利息配当金	—	1
金銭の信託運用益	3	33
有価証券売却益	※1 2	※1 35
その他経常収益	112	10
支払備金戻入額	※3 98	※3 —
その他の経常収益	13	10
経常費用	10,262	9,863
保険金等支払金	1,324	1,287
保険金	723	635
給付金	436	443
その他返戻金	0	0
再保険料	165	209
責任準備金等繰入額	※3 3,566	※3 3,824
支払備金繰入額	—	79
責任準備金繰入額	3,566	3,744
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
有価証券売却損	※2 0	※2 —
その他運用費用	0	0
事業費	※4 3,815	※4 3,239
その他経常費用	1,554	1,510
税金	267	218
減価償却費	225	220
保険業法第113条繰延資産償却費	1,060	1,060
その他の経常費用	2	11
経常損失(△)	△1,532	△475
特別損失	3	3
特別法上の準備金繰入額	3	3
価格変動準備金繰入額	3	3
税引前当期純損失(△)	△1,535	△478
法人税及び住民税	3	74
法人税等調整額	85	△124
法人税等合計	88	△49
当期純損失(△)	△1,624	△429

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2014年4月1日 至2015年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	10,500	10,500	10,500	△7,173	△7,173	13,827
当期変動額						
当期純損失（△）				△1,624	△1,624	△1,624
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△1,624	△1,624	△1,624
当期末残高	10,500	10,500	10,500	△8,798	△8,798	12,202

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	89	89	19	13,935
当期変動額				
当期純損失（△）				△1,624
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	176	176	－	176
当期変動額合計	176	176	－	△1,447
当期末残高	265	265	19	12,487

当事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,500	10,500	10,500	△8,798	△8,798	12,202
当期変動額						
新株の発行	1,520	1,520	1,520			3,040
当期純損失（△）				△429	△429	△429
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	1,520	1,520	1,520	△429	△429	2,610
当期末残高	12,020	12,020	12,020	△9,227	△9,227	14,813

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	265	265	19	12,487
当期変動額				
新株の発行				3,040
当期純損失（△）				△429
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	325	325	—	325
当期変動額合計	325	325	—	2,936
当期末残高	591	591	19	15,423

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失 (△)	△1,535	△478
減価償却費	225	220
支払備金の増減額 (△は減少)	△98	79
責任準備金の増減額 (△は減少)	3,566	3,744
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	3	3
利息及び配当金等収入	△117	△190
有価証券関係損益 (△は益)	△2	△35
支払利息	1	0
代理店貸の増減額 (△は増加)	0	△0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△21	△3
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	1,015	1,001
代理店借の増減額 (△は減少)	△0	3
再保険借の増減額 (△は減少)	26	11
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	31	51
その他	△2	△31
小計	3,089	4,376
利息及び配当金等の受取額	163	238
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△4	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,247	4,610
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△7,154	△8,441
有価証券の売却・償還による収入	4,389	2,910
資産運用活動計	△2,764	△5,530
営業活動及び資産運用活動計	482	△919
有形固定資産の取得による支出	△82	△6
無形固定資産の取得による支出	△81	△103
敷金の回収による収入	2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,925	△5,639
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	3,040
リース債務の返済による支出	△8	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8	3,031
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	313	2,002
現金及び現金同等物の期首残高	418	731
現金及び現金同等物の期末残高	※ 731	※ 2,734

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）
  - (1) 満期保有目的の債券  
移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10～18年  
その他の有形固定資産 5～10年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用ソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。  
破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。  
なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、前事業年度末、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。
  - (2) 価格変動準備金  
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

### (2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。

### (3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間（2009年3月期から2013年3月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。

保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：2年）

2009年3月期分	121百万円
2010年3月期分	148百万円
2011年3月期分	348百万円
2012年3月期分	601百万円
2013年3月期分	900百万円

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

#### (1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

#### (2) 適用予定日

2016年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
230百万円	272百万円

※ 2 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
7百万円	34百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
89百万円	97百万円

- 3 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、109百万円（前事業年度は86百万円）であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

（損益計算書関係）

- ※ 1 有価証券売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
国債等債券	2 百万円	35 百万円

- ※ 2 有価証券売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
国債等債券	0 百万円	－ 百万円

- ※ 3 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は27百万円であります。（前事業年度の支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は7百万円であります。）

また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は8百万円であります。（前事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は89百万円であります。）

- ※ 4 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
営業活動費		
募集代理店経費	45	65
選択経費	1	1
営業活動費小計	46	67
営業管理費		
広告宣伝費	1,258	838
営業管理費小計	1,258	838
一般管理費		
人件費	1,033	1,126
物件費	1,469	1,198
負担金	7	8
一般管理費小計	2,510	2,333
合計	3,815	3,239

（注）1 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であります。

2 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2014年4月1日 至2015年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	42,175,000	—	—	42,175,000
合計	42,175,000	—	—	42,175,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	970,000	—	—	970,000	19
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	42,175,000	8,000,000	—	50,175,000
合計	42,175,000	8,000,000	—	50,175,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,000,000株は、新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	970,000	—	—	970,000	19
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2014年4月1日 至2015年3月31日)	当事業年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)
現金及び預貯金	731百万円	734百万円
買入金銭債権	—	1,999
現金及び現金同等物	731	2,734

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、不動産等への投資を行わず、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として預金、円建て債券、外貨建て債券、株式であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方にに基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性的の商品を中心に取り扱っているため、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュエーション・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、金銭の信託を通じ、外貨建て債券へ投資している他、教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しており、これらの為替リスクを負っております。取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、これらの保有については投資上限を設定しており、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、リスク管理委員会へ報告しております。なお、バリュエーション・アット・リスク等のリスク・リミットには為替リスクも1つの要因として含めており、総合的な資産運用リスクの管理を行っております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	731	731	—
(2) 金銭の信託	1,033	1,033	—
(3) 有価証券	16,195	16,567	371
満期保有目的の債券	8,982	9,354	371
その他有価証券	7,212	7,212	—
(4) その他資産 未収金	639	639	—

当事業年度（2016年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	734	734	—
(2) 買入金銭債権	1,999	1,999	△0
(3) 金銭の信託	1,035	1,035	—
(4) 有価証券	22,263	24,055	1,791
満期保有目的の債券	10,268	12,060	1,791
その他有価証券	11,994	11,994	—
(5) その他資産 未収金	680	680	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2016年3月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2016年3月末日（前事業年度は2015年3月末日）の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、注記事項「（金銭の信託関係）」をご参照下さい。

(4) 有価証券

有価証券の時価は、2016年3月末日（前事業年度末は2015年3月末日）の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「（有価証券関係）」をご参照下さい。

(5) その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
外国証券	886	804

外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」(前事業年度は「(3) 有価証券」)には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2015年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	731	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	800	2,300	100	5,600
その他有価証券のうち満期があるもの	1,300	3,300	100	2,100
その他資産 未収金	639	—	—	—
合計	3,471	5,600	200	7,700

当事業年度 (2016年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	734	—	—	—
買入金銭債権	2,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	300	2,100	—	7,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,400	4,570	1,800	3,200
その他資産 未収金	680	—	—	—
合計	5,114	6,670	1,800	10,900

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,952	7,301	348
	地方債	100	108	8
	社債	1,823	1,841	17
	小計	8,876	9,250	374
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	105	103	△2
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	105	103	△2
合計		8,982	9,354	371

当事業年度（2016年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	7,852	9,389	1,536
	地方債	900	1,108	208
	社債	1,515	1,562	46
	その他	999	999	0
	小計	11,268	13,060	1,791
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	999	999	△0
	小計	999	999	△0
合計		12,268	14,060	1,791

（注）貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商業ペーパーを「その他」に含めております。

3. その他有価証券

前事業年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,168	1,130	38
	地方債	640	610	30
	社債	4,065	4,032	32
	株式	222	100	121
	小計	6,096	5,873	222
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	110	111	△0
	社債	1,005	1,006	△0
	株式	—	—	—
	小計	1,116	1,117	△1
合計		7,212	6,991	221

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

当事業年度（2016年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	2,249	1,929	320
	地方債	621	521	99
	社債	7,699	7,446	252
	株式	211	100	110
	小計	10,781	9,998	783
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,213	1,215	△2
	株式	—	—	—
	小計	1,213	1,215	△2
合計		11,994	11,214	780

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2014年4月1日 至2015年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債	1,319	2	0
国債	818	2	—
地方債	—	—	—
社債	501	0	0
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
合計	1,319	2	0

当事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債			
国債	321	21	—
地方債	489	14	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
合計	810	35	—

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）

前事業年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の金銭の信託	1,033	1,003	29	29	—

当事業年度（2016年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の金銭の信託	1,035	1,035	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,000,000株	普通株式 464,000株	普通株式 190,000株
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2016年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	654,000	320,000	138,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	24,000	12,000
未行使残	654,000	296,000	126,000

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	600	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。



3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

43百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	2,940	2,728
減価償却超過額	116	95
保険契約準備金	80	100
資産除去債務	8	8
その他	26	53
繰延税金資産小計	3,171	2,986
評価性引当額	△2,548	△2,558
繰延税金資産合計	622	428
繰延税金負債との相殺	△622	△428
繰延税金資産の純額	－	－
繰延税金負債		
保険業法第113条繰延資産	△917	△598
その他有価証券評価差額金	△107	△229
その他	△1	△1
繰延税金負債合計	△1,026	△829
繰延税金資産との相殺	622	428
繰延税金負債(△)の純額	△403	△401

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は9百万円減少し、法人税等調整額が3百万円減少、その他有価証券評価差額金が6百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が2016年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、2017年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、2018年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金負債の金額は8百万円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客への経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
1株当たり純資産額	295.63円	307.02円
1株当たり当期純損失金額(△)	△38.52円	△8.75円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期純損失金額(△) (百万円)	△1,624	△429
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (百万円)	△1,624	△429
期中平均株式数(株)	42,175,000	49,060,246
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数138,974個)	新株予約権2種類 (新株予約権の数126,296個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【事業費明細表】

区分	金額（百万円）
営業活動費	67
募集代理店経費	65
選択経費	1
営業管理費	838
広告宣伝費	838
一般管理費	2,333
人件費	1,126
物件費	1,198
負担金	8
合計	3,239

(注) 1. 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等があります。

2. 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	105	0	-	105	94	2	11
リース資産	7	-	-	7	4	1	2
その他の有形固定資産	232	0	0	232	173	37	59
有形固定資産計	345	0	0	345	272	42	72
無形固定資産							
ソフトウェア	1,181	44	11	1,214	896	170	317
ソフトウェア仮勘定	-	137	34	103	-	-	103
リース資産	34	-	-	34	19	6	15
その他の無形固定資産	5	-	-	5	3	0	1
無形固定資産計	1,221	181	45	1,358	920	178	437
繰延資産							
保険業法第113条繰延資産	7,475	-	-	7,475	5,354	1,060	2,120
繰延資産計	7,475	-	-	7,475	5,354	1,060	2,120

(注) 1. ソフトウェアの増加は、主にソフトウェアの完成に伴う振替によるものであります。

2. ソフトウェア仮勘定の増加は、主に新規代理店販売に係る仕組構築によるものであります。

3. ソフトウェア仮勘定の減少は、ソフトウェアの完成に伴う振替によるものであります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その当事業年度期首及び当事業年度末における金額は当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
価格変動準備金	9	3	-	-	12

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額は、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2016年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①現金及び預貯金

区分	金額（百万円）
現金	-
預貯金	
普通預金	734
小計	734
合計	734

②買入金銭債権

区分	金額（百万円）
コマーシャル・ペーパー	1,999
合計	1,999

③有価証券

(a) 有価証券の種類別内訳

区分	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	評価益に よる純増加 (百万円)	評価損に よる純減少 (百万円)	評価差額金に よる純増減 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
国債	8,227	2,322	728	-	-	281	10,102
地方債	851	1,075	476	-	-	70	1,521
社債	6,894	5,043	1,728	-	-	218	10,428
株式	222	-	-	-	-	△10	211
外国証券	886	-	-	-	-	△82	804
合計	17,082	8,441	2,933	-	-	477	23,067

(b) 業種別株式保有明細表

区分	金額（百万円）	占率（%）
金融・保険業	211	100.0

(注) 区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

④保険契約準備金

(a) 支払備金

区分	当期末残高 (百万円)
個人保険	357
個人年金保険	-
団体保険	-
団体年金保険	-
その他の保険	-
合計	357

(b) 責任準備金

区分	当期末残高 (百万円)
個人保険	13,551
個人年金保険	-
団体保険	-
団体年金保険	-
その他の保険	-
合計	13,551

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益 (百万円)	2,284	4,629	6,995	9,387
税引前四半期 (当期) 純損失金額 (△) (百万円)	△104	△113	△158	△478
四半期 (当期) 純損失金額 (△) (百万円)	△94	△102	△151	△429
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	△2.07	△2.15	△3.10	△8.75

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△2.07	△0.17	△0.96	△5.54

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  —  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 <a href="http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/">http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）2015年6月16日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2015年6月16日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自 2015年4月1日 至 2015年6月30日）2015年8月11日関東財務局長に提出

（第10期第2四半期）（自 2015年7月1日 至 2015年9月30日）2015年11月12日関東財務局長に提出

（第10期第3四半期）（自 2015年10月1日 至 2015年12月31日）2016年2月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2015年4月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項の第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書です。

2015年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

(5) 有価証券届出書（第三者割当による新株発行）及びその添付書類

2015年4月20日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2015年5月14日関東財務局長に提出

2015年4月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月15日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平 ㊞  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライフネット生命保険株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ライフネット生命保険株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。